

子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定について

1. 条例で定める基準

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、給付による財政支援の対象とする施設・事業の確認、放課後児童健全育成事業の質の確保に関して、国が定める基準を踏まえ、市が基準条例を制定するもの。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

新制度では、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、給付による財政支援の対象であることを確認することとされている。

確認にあたっての基準について、国の府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

新制度では、児童福祉法の改正により、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供するものとして、①家庭的保育、②小規模保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育創設され、市が認可することとされている。

認可にあたっての基準について、国の省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

新制度では、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するために、国の省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

2. 条例制定にあたって従うべき基準・参酌すべき基準

国は「従うべき基準」・「参酌すべき基準」を示しており、この基準に基づき、条例を定める必要がある。

従うべき基準	条例の内容について、従わなければならない基準であり、省令で定める「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	市が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。